

山梨県公報

第二千五百九十一号

平成二十八年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

山梨県土地利用基本計画の変更……………	一九三
山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………	一九三
平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………	一九四
有害図書類の指定……………	二〇〇
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	二〇〇
落札者の決定について……………	二〇〇
指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知(四件)……………	二〇〇
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	二〇三
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等……………	二〇四
公安委員会	
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則……………	二〇六

告 示

山梨県告示第百二十三号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 変更に係る事項
 - 山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更
- 二 変更内容

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十四号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

オーチャード グラス	同	オーチャード グラス	同	極早生	県下一円に適する。
同	同	同	同	早生	県下一円に適する。
同	同	同	同	早生	県下一円に適する。

オーチャード グラス	同	アキミドリ	早生	中間地帯及び高冷地帯 に適する。
---------------	---	-------	----	---------------------

早生	県下一円に適する。	早生	中間地帯及び高冷地帯 に適する。
中生	県下一円に適する。	中生	中間地帯及び高冷地帯 に適する。

リードカナリ ーグラス	同	ベンチャー	同	早生	県下一円に適する。
同	同	同	同	早生	県下一円に適する。

同	ファイア	早生 県下一円に適する。
---	------	--------------

に改める。

山梨県告示第百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十八年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
 - 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参

- (一) 加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (二) 営業経歴書（第二号様式）
 - (三) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - (四) 身分証明書（個人の場合）
 - (五) 印鑑証明書
 - (六) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
 - (七) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (八) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
 - (九) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面
 - (十) 役員等名簿（第三号様式）
 - (十一) 誓約書（第四号様式）
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。
- 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期限
資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。
- 四 変更等の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 1 商号又は名称
 - 2 代表者、役員又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 印鑑
 - 5 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
 - 1 一の1から5までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- 六 資格の有効期限の更新手続
県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等につ

いて公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 資格に関する文書を手入するための手段

資格審査の申請に係る様式その他の資格に関する文書は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三

一三九五）に請求して入手すること。

八 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（82円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営業経歴書

※業種区分

①フリガナ 商号又は名称		②フリガナ 代表者 氏名		③代表者印					
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		チェックボックス <input type="checkbox"/>	電話 () FAX () メールアドレス ホームページURL				
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□-□□□□		電話 () FAX ()					
		名称		氏名					
⑥ 取 引 希 望 種 目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無				
	第1希望		第1希望						
	第2希望		第2希望						
	第3希望		第3希望						
			第4希望						
			第5希望						
		第6希望							
⑦ 営業又は 種目取扱 い品名		⑧ 営 業 担 当 者		部署名 フリガナ 職氏名 電話 () fax () メールアドレス					
		⑨ 契約使用印鑑(印影)		⑩ 消費税法に規定する 課税・免税業者の別 課税業者 免税業者					
⑪ 経 営 の 規 模	⑪ 自己資本 の額		法人 資本金合計		うち資本金				
			円		円				
	個人 イ元入金		ロ前年利益		ハ事業主借	ニ事業主貸			
		円		円	円	円	計	円	
⑫ 機械設 備の額		機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		計	円
		円		円		円		円	
⑬ 営業年数		創業		現組織へ変更		通算営業年数		県との取引開始年	⑭ 従業員数
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年	人
⑮ 決 算 の 状 況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年 月 日 至 年 月 日		流動 比率		流動資産 = _____ = _____ % 流動負債		
	総		製造		円				
	売		物品		円				
	上		役務		円				
	状		合計		円				
		上記のうち県との取引額		円					
⑯ 主 要 契 約 納 品 先	国及び地 方公共団 体(過去2 年分)		⑰ 機 械 設 備		機 種		性 能		台 数
	その他一 般(過去2 年分)								
取引金融機関									

役員等名簿

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

平成 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別(男女)	生年月日(明治M、大正T、昭和S、平成H)

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し、契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所 _____
 氏名(会社の名称及び代表者名) _____ 代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員(事業協同組合の場合は理事)を記入して下さい。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。
 個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)
氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

山梨県告示第百二十六号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十八年三月二十八日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
レベル9 VOL.18	ミリオン出版
mini Berry vol.25 ミニシュガー3月号増刊	秋水社
BOY・Sジュニアス禁断 2月号	サン・メディアアレップ(株)
裏モノJAPAN 4月号	鉄人社
増刊エキサイティングマックス! 3月号	ぶんか社

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人カラフル

2 代表者の氏名 笠井 三紗

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市和戸町七十八番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害の種類や有無に関係なく支援を必要とする者に対して、地域に根ざした援助活動を行い、その者やその家族、地域住民が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、障害者福祉、地域福祉、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年三月十八日から同年五月十七日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一)(-) 名称 特種自動車(路面清掃車)

数量 一台

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一)(-) 名称 山梨県総務部管財課

(二)(-) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年三月一日

四 落札者の指名又は名称及び住所

(一)(-) 名称 株式会社キムラ

(二)(-) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 落札金額 三千四百七十九万六千四百五十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年一月二十一日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市塩山一ノ瀬高橋字大久保一八七（次の図に示す部分に限る。）	加藤陽子、三枝美貴子
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四二七九、四四一三の四の二三	廣瀬光一
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の一、四四一四の二三	廣瀬光一、徳良茂十、廣瀬武重郎
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の二、四四一四の三、四四一四の二二、四四一五、四四一五の二	徳良茂十、廣瀬武重郎
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の四	徳良茂十、廣瀬武重郎、文珠川雅士
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の一	徳良茂十、廣瀬武重郎、文珠川幸作

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年二月十五日山梨県告示第四十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の一	澤野富士雄
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の二〇	渡辺義道
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の一一	株式会社誠開発
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の二三	玉田一
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の二	豊田佑一
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の五	荒井六郎
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の六	浅野俊世
都留市朝日曾雌字箆沢一一九八の八、一一九八の九	渡井ナカ子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十八年二月十五日山梨県告示第四十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋
指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市井倉字池ノ山一九〇一の二、田野倉字境ノ尾一九六七	杉田陽治
都留市井倉字池ノ山一九七二	中村清平
都留市井倉字池ノ山一九七三	中村清吉
都留市井倉字池ノ山一九七五、田野倉字境ノ尾一九一八	松岡君子
都留市井倉字池ノ山一九九〇の二、一九九一の二、一九九三	長田春五郎

都留市大幡字南川五四七七	安田孝一郎
都留市大幡字南川四三九七の二	日本染織株式会社
都留市大野字大入一四七六の二、一四八二	荻窪社
都留市田野倉字境ノ尾一九六九、一九七〇	長田秀雄

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
都留市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋
指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方

都留市朝日曾雌字道志口一〇六八（次の図に示す部分に限る。）

都留市朝日曾雌字道志口一〇六四の二

都留市朝日馬場字西沢九一四から九一六まで、九一六の二、九一六の二、九一七、九一八、九一八の一

都留市朝日馬場字美影八六五、八六八から八七〇まで、八七〇の内一、八七一から八七三まで

中村有吾	渡辺洋男	武藤和雄
白井伊左門、白井吉右衛門、白井権二郎、白井重太郎、白井甚兵衛、白井政右衛門、白井与左衛門、谷内魁、谷内新次郎、谷内善十郎、谷内平左衛門、谷内六兵衛、野武牛太郎、野武永作、野武久左衛門、野武健次郎、野武幸作、野武順達、野武忠四郎、野武傳兵衛、野武友三郎、野武萬吉、野武元右衛門、野武弥兵衛、鬢柳久三郎、鬢柳茂重郎、鬢柳平重郎、前田郷左衛門、和田七兵衛、谷内庫之甫	白井喜三、白井金作、白井友安、谷内房一、野武金藏、野武熊雄、野武時正、野武利夫、野武藤吉、野武藤四郎、橋本春任、鬢柳善次、鬢柳春吉、和田藤次郎、谷内英	小幡喜久雄

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年二月二十九日山梨県告示第六十四号

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月二十八日まで縦覧に供する。
平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

2 住所

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズ都留店

(二)(-) 所在地 山梨県都留市井倉字美通三百二十八番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二)(-) 名称及び代表者の氏名 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千二百二十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項